

「JAL不当解雇撤回裁判」について

2011年1月19日

第1 JAL不当解雇撤回裁判の概要

1 裁判の目的

- ① 2010年12月31日をもってなされた原告らに対する解雇を撤回させ、地位確認、職場復帰等の全面解決を実現する。
- ② 「利益優先」より「安全最優先」とし、「安全性」と「公共性」を確保した公共交通機関としてあるべきJALの再生を実現していく。
- ③ 整理解雇法理（整理解雇の4要件）を守り、働く者の権利を守る。
- ④ 歪んだ航空行政の誤りを明らかし、市場原理主義の航空政策を改めさせ、利用者国民の期待に添ったJALの再生を実現していく。

2 当事者

<運航乗務員訴訟>

原告：74名（機長17名、副操縦士57名）
(一部の機長を除き、日本航空乗務組合組合員)
(年齢55名、休職、乗務離脱等17名、両理由2名)

<客室乗務員訴訟>

原告：72名
(休職等13名、年齢59名)
(日本航空キャビンクルーユニオン組合員)

注：12月9日解雇予告通知は、運航乗務員94名、客室乗務員108名。

12月末日時点での被解雇者は運航乗務員81名、客室乗務員84名

被告：更生会社株式会社日本航空インターナショナル管財人片山英二

3 解雇の無効

(1) 人員削減の合理的な理由がなく、人員削減の必要性がない

- ① 2009年11月に安中常務取締役が、JALの経営危機は経営が原因であり、社員に責任はない、と明言している。また、経営危機の原因は歪んだ航空行政にある。
- ② 人員削減目標の設定に客観的合理性がない。
- ③ 営業利益1460億円を計上するなど業績は計画を大幅に上回っており、更生計画の実行のために人員削減による人件費削減の必要性がない。
- ④ 設定された人員削減目標を超過達成している。

(2) 解雇回避努力を尽くしておらず、解雇による人員削減の必要性がない

- ① 希望退職募集に様々な制限（2010年11月での打ち切り、客室では年齢制限など）を加えており、解雇回避努力を尽くしていない。
- ② 組合の提案したワークシェアなどの解雇回避措置を一切とておらず、解雇回避努力を尽くしていない。
- ③ はじめに解雇ありきで、解雇回避努力を尽くさなかった。

(3) 被解雇者選定基準が不合理で、社会的妥当性がない

- ① 病気欠勤、休職を選定基準とすることは、航空機運航業務の特殊性などからみて合理性がない。
- ② 年齢を基準とすることは、良質なサービス・安全の確保のためには何よりも経験がものをいう航空機運航業務の性格などから合理性がない。
- ③ 年齢を基準とする選定は、実際には労働組合の活動家が選定される基準であり、恣意性を排除する基準ではなく、逆に組合活動家を「狙いうち」にする人選基準である。

(4) 解雇にいたる手続の不当性

- ① 労働組合との協議は結論の押し付けに終始しており、労働組合の意見や提言に耳を傾ける姿勢が全くなかった。
- ② 希望退職募集の当初から解雇対象者を既に選定し、その者の勤務を取り上げ、退職を強要するなど希望退職の実施方法が不当であった。
- ③ 組合の争議権の確立等に対し、争議権を確立等すれば支援機構は3500億円の出資はしない、更生計画は認可されない、などと恫喝する支配介入の不当労働行為（労働組合法7条3号）を行った。

第2 今後の予定

1月19日（水）18：30～

内容＝日航不当解雇撤回裁判 原告を励ます会

主催＝日本航空の不当解雇撤回をめざす国民支援共闘会議

場所＝科学技術館「サイエンスホール」

1月25日（火）15：00～16：00

内容＝日本航空本社前宣伝行動

主催＝日本航空の不当解雇撤回をめざす国民支援共闘会議

以上